

21. 契約転換制度について

契約転換制度をご利用することにより、当社のお手持ちのご契約を解約することなく総合的に保障内容の見直しをすることができます。

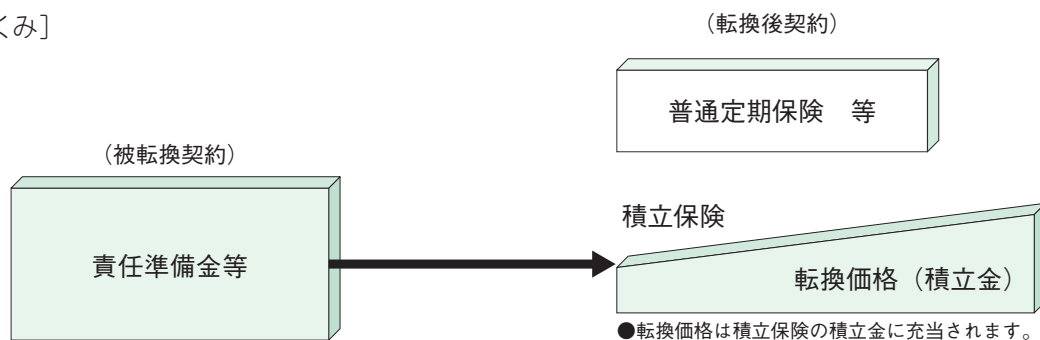
⇒〈保険契約転換特約〉

1. 契約転換制度について

(1) 契約転換制度の特長としくみについて

- 契約転換制度とはお手持ちのご契約（被転換契約）を新しいご契約（転換後契約）へ切り換える制度です。なお、保険王プラスへのご加入後は、「保障見直し制度」により保障内容の見直しをすることができます。保障見直し制度（⇒23項：p.98）
- 被転換契約の責任準備金や配当金など（転換価格）は積立保険の積立金に充当されます（転換後契約は積立保険となります。）。
 - 転換時に被転換契約における特別配当金の精算を行うため、被転換契約の特別配当金の権利は消滅します。
 - お手持ちのご契約を最高5件までまとめて1件とし、保障をさらに充実させることができます。

[しくみ]

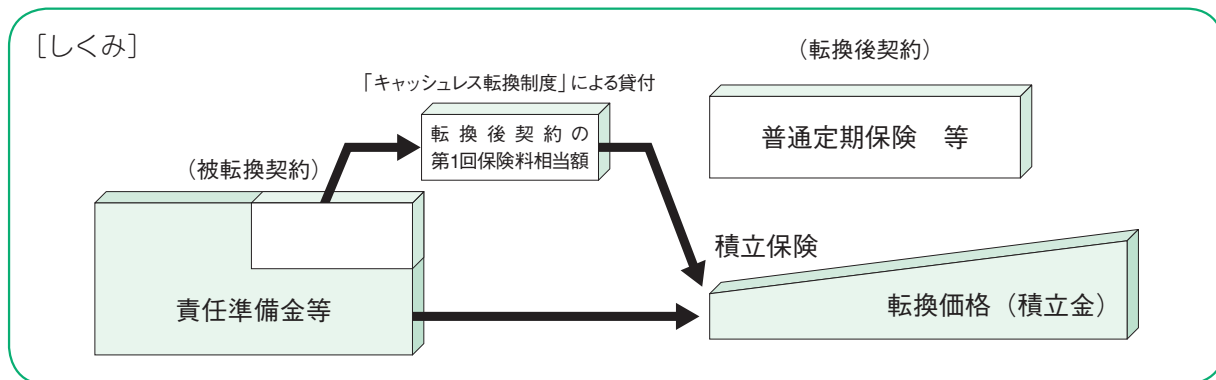


(2) 契約転換制度をご利用の際の第1回保険料相当額のお払込みについて

契約転換制度をご利用の場合、転換後契約の第1回保険料相当額について、被転換契約の解約返戻金等を限度としてお貸付けのうえ、お払込みいただく方法（この方法を「キャッシュレス転換制度」といいます）と、現金等でお払込みいただく方法があります。

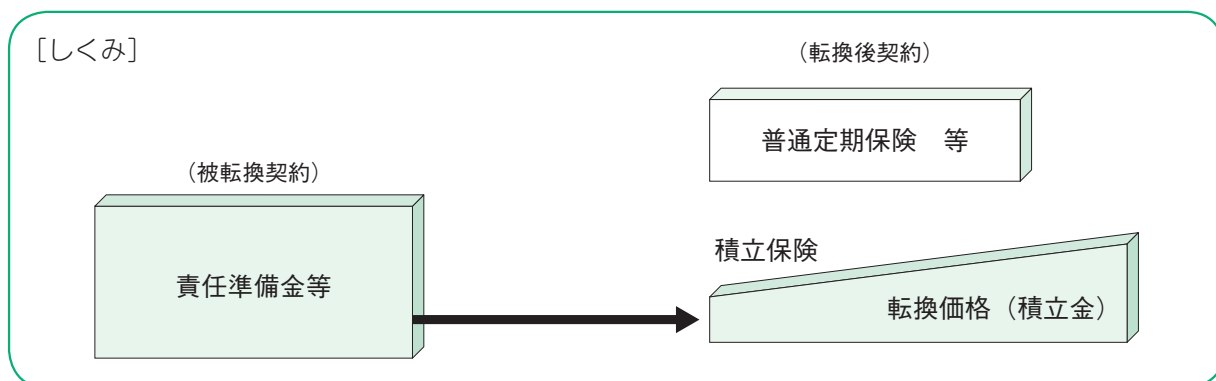
① 「キャッシュレス転換制度」をご利用いただく方法について

- 「キャッシュレス転換制度」について
 保険契約転換特約に定める「転換時の貸付特則」を適用することにより、被転換契約の解約返戻金等を限度として、転換後契約の第1回保険料相当額を当社がお貸付けし、転換後契約の第1回保険料に充当します。したがって、**第1回保険料相当額を現金等でお払込みいただく必要はありません。**
 また、お貸付けした金額は被転換契約の責任準備金等から差し引いてご返済に代えます。この場合、貸付金の利息はありません。
 なお、被保険者の健康状態などにより、当社が転換後契約をお引受けできない場合には、「キャッシュレス転換制度」によるお貸付けはなかったものとします。



- 被轉換契約の責任準備金等から、轉換後契約の第1回保険料相当額を差し引いた金額を轉換価格として、積立保険に充当します。

②現金等でお払込みいただく方法について



- 被轉換契約の責任準備金等をすべて轉換価格として、積立保険に充当します。

! ご留意ください

「キャッシュレス轉換制度」をご利用の場合には、ご利用されない場合に比べて、積立保険の積立金に充当される轉換価格が、第1回保険料相当額分だけ減少します。

2. 契約轉換制度をご利用の際の留意事項について

- 保険料は契約轉換時の契約年齢、保険料率等により計算します。
- 保険料率は保険料算出用利率（予定利率）のほか、将来見込まれる死亡率などにより算出しています。保険料算出用利率（予定利率）は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で保険料を割引く割引率です。
- 保険料算出用利率（予定利率）、予定死亡率などは、被轉換契約と轉換後契約とでは、異なる場合があります。保険料算出用利率（予定利率）が引き下げられた場合は、保険料率が引き上げとなる場合があります。
- 特にお申出がない限り、被轉換契約においてすえ置かれた生存給付金、教育資金、進学資金および健康支援給付金等については、契約轉換時に轉換価格に組み入れられます。
- 契約轉換制度をご利用の場合、診査または告知が必要となります。
- 契約轉換制度をご利用の場合、被轉換契約は消滅します。
- 被保険者の健康状態などにより、当社が轉換後契約をお引受けできない場合には、元のご契約にもどります。
- 轉換後契約の社員配当金は、積立保険については通常轉換後2年目から毎年お支払いします。各指定契約（生活習慣病保険（返戻金なし型）を除く）については通常轉換後6年目から5年ごとにお支払いします（決算実績によっては、お支払いできないことがあります。）。
- 轉換後契約締結の際の告知義務違反により轉換後契約に解除事由が生じたときは、次のお取扱いとなります。**(注1)**
 - 轉換後契約の死亡保険金額等が被轉換契約の死亡保険金額等を超える場合
 - ・お申出により、轉換後契約はお引受けせず、被轉換契約は消滅しなかったものとしてお取扱いします。**(注2)**

- 転換後契約の死亡保険金額等が被転換契約の死亡保険金額等と同額以下の場合
 - ・ 転換後契約締結の際の告知義務違反による解除のお取扱いをしません。
 - ただし、給付金等の金額について、転換後契約の保険、特約が被転換契約の同種の保険、特約（表1）を超えるときは、その超える部分を解除することがあります。

○ 被保険者が転換後契約の責任開始の日からその日を含めて**3年以内**の自殺により死亡されたときは、次のお取扱いとなります。（注1）

- 被保険者の死亡が、被転換契約の自殺免責期間経過後の自殺にあたる時
 - ・ 転換後契約の死亡保険金額等が被転換契約の死亡保険金額等を超える場合
被保険者の死亡が被転換契約の保障期間内であるときは、お申出により、転換後契約はお引受けせず、被転換契約は消滅しなかったものとして被転換契約の死亡保険金等を転換後契約のお受取人にお支払いします。（注2）
 - ・ 転換後契約の死亡保険金額等が被転換契約の死亡保険金額等と同額以下の場合
被保険者の死亡が被転換契約の保障期間内であるときは、転換後契約の死亡保険金等を転換後契約のお受取人にお支払いします。
- 被保険者の死亡が、被転換契約の自殺免責期間内における自殺にあたる時
次の事項をすべて満たす場合、転換後契約、被転換契約、または「被転換契約の元となる被転換契約」の死亡保険金額等のうち最も低い金額を転換後契約のお受取人にお支払いします。（注3）
 - ・ 「被転換契約の元となる被転換契約」があること
 - ・ 被保険者の死亡が上記の「被転換契約の元となる被転換契約」の自殺免責期間経過後の自殺にあたること
 - ・ 被保険者の死亡が上記の「被転換契約の元となる被転換契約」の保障期間内であること

○ 契約転換制度はご契約によってはご利用できない場合があります。

（注1） 転換後契約の復活をお取扱いした場合を除きます。

（注2） 転換後契約において、すでに給付金をお支払いしている場合等を除きます。

（注3） 転換後契約の死亡保険金額等が被転換契約の死亡保険金額等を超える場合で、転換後契約において、すでに給付金をお支払いしているとき等は、死亡保険金等をお支払いいたしません。

表1 次の保険、特約は同種としてお取扱いします

被転換契約の保険、特約	転換後契約の保険、特約
災害入院特約および手術給付金付疾病入院特約 (いずれも付加されている場合)	5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）
※ 入院給付金日額について判定します（転換後契約の保険契約の型がⅡ・Ⅳ型の場合、入院初期重点給付金部分は被転換契約と同種ではありません）	
成人病入院特約	無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）
※ 成人病入院給付金日額と生活習慣病入院給付金日額について判定します（転換後契約の7大疾病給付金部分は、被転換契約と同種ではありません）	
災害割増特約	無配当災害割増特約
※ 災害保険金額について判定します	
傷害特約	無配当傷害特約
※ 災害保険金額について判定します	
特定損傷特約	無配当特定損傷特約（医療保険）
特定損傷特約Ⅱ型	無配当特定損傷特約Ⅱ型（医療保険）
※ 特定損傷給付金額について判定します	

22. 契約一部転換制度について

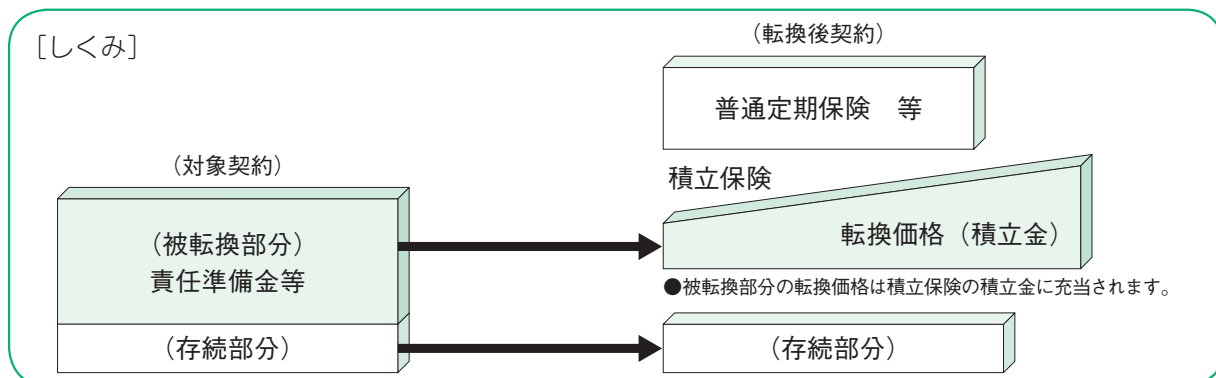
契約一部転換制度をご利用することにより、当社のお手持ちのご契約を解約することなく保障内容の見直しをすることができます。

⇒〈保険契約一部転換特約〉

1. 契約一部転換制度について

(1) 契約一部転換制度の特長としくみについて

- 契約一部転換制度とはお手持ちのご契約（対象契約）の一部（被転換部分）を新しいご契約（転換後契約）へ切り換える制度です。
なお、保険王プラスへのご加入後は、「保障見直し制度」により保障内容の見直しをすることができます。
保障見直し制度（⇒23項：p.98）
- 被転換部分の責任準備金など（転換価格）は積立保険の積立金に充当されます（転換後契約は積立保険となります）。
- 対象契約のうち存続する部分（存続部分）は、これに対応する保険料をお払込みいただくことで有効に継続します。
 - 転換時に被転換部分における特別配当金の精算を行うため、被転換部分の特別配当金の権利は消滅します。



(2) 契約一部転換制度をご利用の際の第1回保険料相当額のお払込みについて

契約一部転換制度をご利用の場合、転換後契約の第1回保険料相当額について、被転換部分の解約返戻金等を限度としてお貸付けのうえ、お払込みいただく方法（この方法を「キャッシュレス転換制度」といいます）と、現金等でお払込みいただく方法があります。

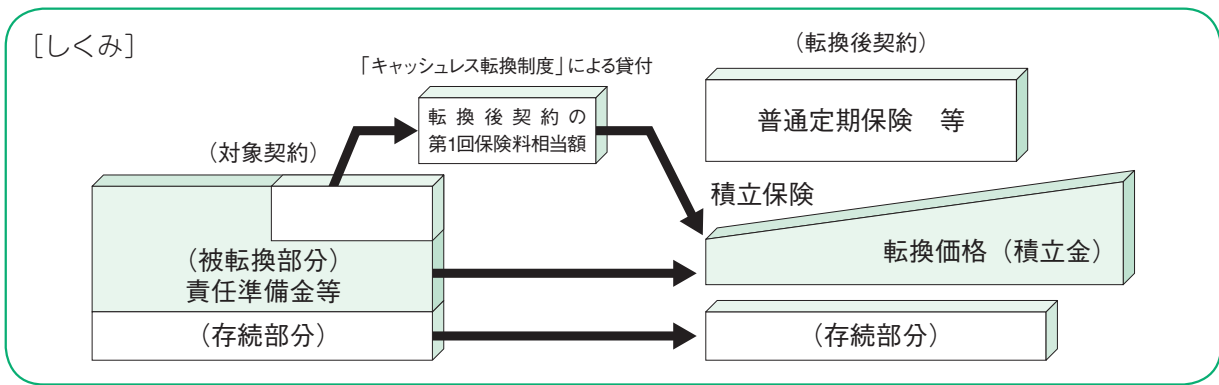
① 「キャッシュレス転換制度」をご利用いただく方法について

- 「キャッシュレス転換制度」について

保険契約一部転換特約に定める「転換時の貸付特則」を適用することにより、被転換部分の解約返戻金等を限度として、転換後契約の第1回保険料相当額を当社がお貸付けし、転換後契約の第1回保険料に充当します。したがって、**第1回保険料相当額を現金等でお払込みいただく必要はありません。**

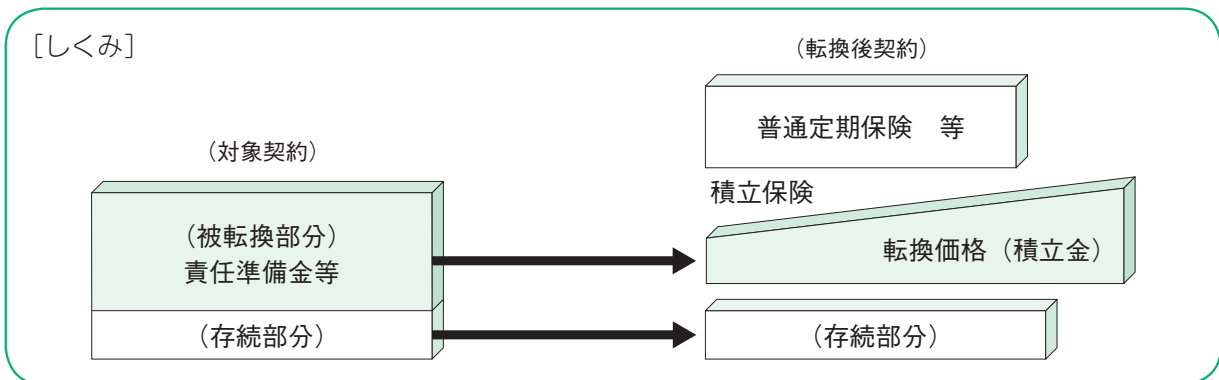
また、お貸付けした金額は被転換部分の責任準備金等から差し引いてご返済に代えます。この場合、貸付金の利息はありません。

なお、被保険者の健康状態などにより、当社が転換後契約をお引受けできない場合には、「キャッシュレス転換制度」によるお貸付けはなかったものとします。



- 被転換部分の責任準備金等から、転換後契約の第1回保険料相当額を差し引いた金額を転換価格として、積立保険に充当します。

②現金等でお支払いいただく方法について



- 被転換部分の責任準備金等をすべて転換価格として、積立保険に充当します。

! ご留意ください

「キャッシュレス転換制度」をご利用の場合には、ご利用されない場合に比べて、積立保険の積立金に充当される転換価格が、第1回保険料相当額分だけ減少します。

2. 契約一部転換制度をご利用の際の留意事項について

- 保険料は契約転換時の契約年齢、保険料率により計算します。
- 保険料率は保険料算出用利率（予定利率）のほか、将来見込まれる死亡率などにより算出しています。保険料算出用利率（予定利率）は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で保険料を割引く割引率です。
- 保険料算出用利率（予定利率）、予定死亡率などは、被転換部分と転換後契約とでは、異なる場合があります。保険料算出用利率（予定利率）が引き下げられた場合は、保険料率が引き上げとなる場合があります。
- 契約一部転換制度をご利用の場合、対象契約の主契約のうち存続する部分をご指定いただきます。なお主契約に付加された特約のうち、普通死亡または災害死亡をお支払事由とする各特約（定期保険特約、災害割増特約、傷害特約等）は存続部分となり、それ以外の特約（災害入院特約、手術給付金付疾病入院特約等）は被転換部分となります。
- 特にお申出がない限り、対象契約においてすえ置かれた生存給付金、教育資金、進学資金および健康支援給付金等については、契約転換時に転換価格に組み入れられます。
- 契約一部転換制度をご利用の場合、診査または告知が必要となります。
- 契約一部転換制度で、転換後契約の保険金額等が被転換部分より減額となった場合には、転換後契約の被保険者の保障額は減少します。
- 契約一部転換制度をご利用の場合、被転換部分は消滅します。

- 被保険者の健康状態などにより、当社が転換後契約をお引受けできない場合には、元のご契約（対象契約）に戻ります。
- 転換後契約の社員配当金は、積立保険については通常転換後2年目から毎年お支払いします。各指定契約（生活習慣病保険（返戻金なし型）を除く）については通常転換後6年目から5年ごとにお支払いします（決算実績によっては、お支払いできないことがあります。）。
- 転換後契約締結の際の告知義務違反により転換後契約に解除事由が生じても解除のお取扱いをいたしません。ただし、給付金等の金額について、転換後契約の保険、特約が被転換部分の同種の保険、特約（表1）を超えるときは、その超える部分を解除することがあります。（注）
- 被保険者が転換後契約の責任開始の日からその日を含めて**3年以内**の自殺により死亡されたときは、次のお取扱いとなります。（注）
- 被保険者の死亡が、被転換部分の自殺免責期間経過後の自殺にあたること
被保険者の死亡が被転換部分の保障期間内であるときは、転換後契約の死亡保険金額等のうち、被転換部分の死亡保険金額等を超えない部分を転換後契約のお受取人にお支払いします。
 - 被保険者の死亡が、被転換部分の自殺免責期間内における自殺にあたること
次の事項をすべて満たす場合、転換後契約、被転換部分、「被転換部分を含む対象契約の元となる被転換契約のうち被転換部分に対応する部分」の死亡保険金額等のうち最も低い金額を転換後契約のお受取人にお支払いします。
 - ・「被転換部分を含む対象契約の元となる被転換契約」があること
 - ・被保険者の死亡が上記の「被転換部分を含む対象契約の元となる被転換契約」の自殺免責期間経過後の自殺にあたること
 - ・被保険者の死亡が上記の「被転換部分を含む対象契約の元となる被転換契約」の保障期間内であること
- 契約一部転換制度はご契約によってはご利用できない場合があります。

（注）転換後契約の復活をお取扱いした場合は除きます。

表1 次の保険、特約は同種としてお取扱いします

被転換部分の保険、特約	転換後契約の保険、特約
災害入院特約および手術給付金付疾病入院特約 (いずれも付加されている場合)	5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）
※入院給付金日額について判定します（転換後契約の保険契約の型がⅡ・Ⅳ型の場合、入院初期重点給付金部分は被転換契約と同種ではありません）	
成人病入院特約	無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）
※成人病入院給付金日額と生活習慣病入院給付金日額について判定します（転換後契約の7大疾病給付金部分は、被転換契約と同種ではありません）	
災害割増特約	無配当災害割増特約
※災害保険金額について判定します	
傷害特約	無配当傷害特約
※災害保険金額について判定します	
特定損傷特約	無配当特定損傷特約（医療保険）
特定損傷特約Ⅱ型	無配当特定損傷特約Ⅱ型（医療保険）
※特定損傷給付金日額について判定します	

23. 保障見直し制度について

「保障見直し制度」とは、保険王、保険王プラスへご加入後、お客様のライフサイクルやニーズの変化にあわせて保障内容の変更や新たな保障の追加により、必要な部分だけを合理的に見直すことができる制度です。

⇒ 〈保障内容変更特約〉

1. 保障見直し制度について

○「保障見直し制度」には、「部分見直し」「総合見直し」「追加見直し」の3つの方法があります。「部分見直し」とは指定契約の一部を見直す方法で、「総合見直し」とは指定契約の全部を見直す方法です。「部分見直し」と「総合見直し」を総称して「保障内容変更」といいます。

「追加見直し」とは、すでにご加入の指定契約はそのまま、新たに普通定期保険等の指定契約を追加する方法です。

○現在のご契約が積立型終身保険の場合に「保障見直し制度」をご利用される際には、以下の点にご留意ください。

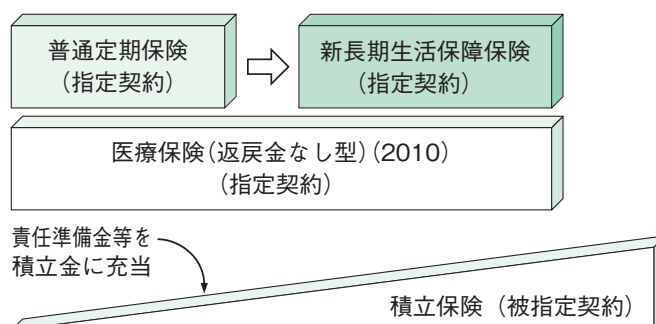
- 「保障見直し制度」をご利用の場合には、変更後契約の契約成立時に積立型終身保険は消滅し、新たに積立保険を締結します。積立型終身保険の積立金や配当金等は、積立保険の積立金に充当されます。
- 保障見直し前の指定契約として特定状態給付保険をご契約いただいている場合には、積立型終身保険の消滅に伴い特定状態給付保険は消滅します。特定状態給付保険の責任準備金等は、積立保険の積立金に充当されます。

2. 部分見直し・総合見直しについて

(1) 部分見直しについて

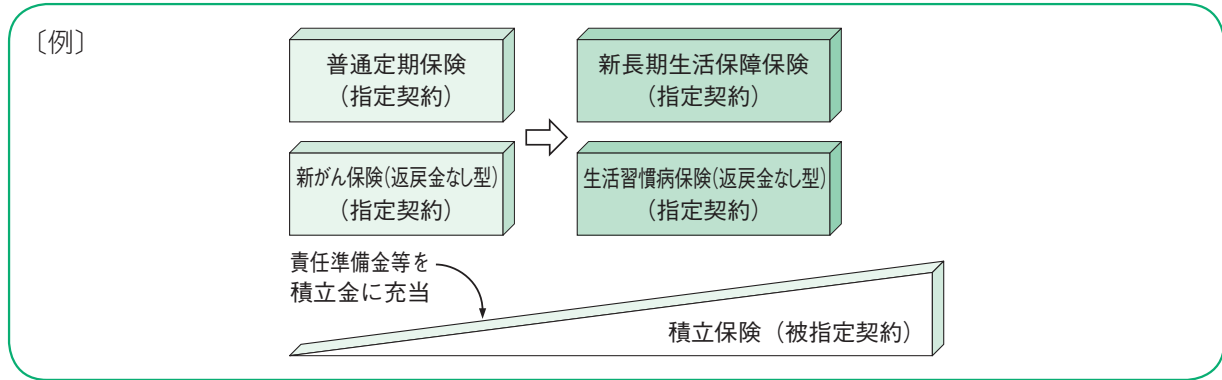
部分見直しでは、見直しの必要のない指定契約はそのまま継続させ、積立保険を被指定契約とする普通定期保険等のご契約（変更前契約：保障内容変更により消滅する指定契約）を被保険者の同意を得て、新しいご契約（変更後契約：保障内容変更により新たに締結する指定契約）に変更することによりお客様のライフサイクルやニーズの変化にあわせて、必要な部分だけを合理的に見直すことができます。

〔例〕



(2)総合見直しについて

総合見直しでは、積立保険を被指定契約とする普通定期保険等の全てのご契約（変更前契約）を被保険者の同意を得て、新しいご契約（変更後契約）に変更することにより、お客様のライフサイクルやニーズの変化にあわせて、自在に見直すことができます。



(3)部分見直し・総合見直し（保障内容変更）をご利用の際の留意事項について

- 変更後契約の保険料は保障内容変更時の契約年齢、保険料率により計算します。
- 所定の変更前契約の保障内容変更時の責任準備金、社員配当金および変更前契約においてすえ置かれた健康支援給付金等については、保障内容変更価格として変更前契約により指定された積立保険の積立金に充当します。ただし、新医療保険（返戻金なし型）、医療保険（返戻金なし型）（2010）、新がん保険（返戻金なし型）および生活習慣病保険（返戻金なし型）が変更前契約となる場合は、充当される責任準備金はありません。
- 保障内容変更をご利用の場合、診査または告知が必要となります。
- 変更後契約の契約日となるべき日の前日までに、変更前契約の保険料が払込まれない場合、変更後契約は成立しません。
- 保障内容変更で保険金額等を減額した場合には、被保険者の保障額が減少します。
- 積立保険および他の指定契約の死亡保険金受取人、死亡給付金受取人、死亡年金受取人は、お申込みの契約成立時に、今回お申込み時にご指定いただいた死亡保険金受取人、死亡給付金受取人、死亡年金受取人に統一されます。なお、高度障害保険金・高度障害年金・介護保険金・介護年金の受取人および入院給付金受取人についても、同様のお取扱いとなります。
- 保障内容変更により、変更前契約は変更後契約の契約成立時に消滅します。
- 被保険者の健康状態などにより、当社が変更後契約をお引受けできない場合には、変更前契約に戻ります。
- 変更後契約の社員配当金は、変更後契約が5年ごと利差配当タイプのご契約の場合、変更後6年目から5年ごとにお支払いします（決算実績によっては、お支払いできないことがあります。）。
- 変更後契約締結の際の告知義務違反により変更後契約に解除事由が生じたときは、次のお取扱いとなります。

（注1）（注2）

- 変更後契約の死亡保険金額等が変更前契約の死亡保険金額等を超える場合
 - ・ お申出により、変更後契約はお引受けせず、変更前契約は消滅しなかったものとしてお取扱いします。（注3）
 - 変更後契約の死亡保険金額等が変更前契約の死亡保険金額等と同額以下の場合
 - ・ 変更後契約締結の際の告知義務違反による解除のお取扱いをしません。
ただし、給付金等の金額について、変更後契約の保険、特約が変更前契約の同種の保険、特約（表1）を超えるときは、その超える部分を解除することがあります。
- 被保険者が変更後契約の責任開始の日からその日を含めて**3年以内**の自殺により死亡されたときは、次のお取扱いとなります。（注2）

- 被保険者の死亡が、変更前契約の自殺免責期間経過後の自殺にあたる時
 - ・変更後契約の死亡保険金額等が変更前契約の死亡保険金額等を超える場合
被保険者の死亡が変更前契約の保障期間内であるときは、お申出により、変更後契約はお引受けせず、変更前契約は消滅しなかったものとして変更前契約の死亡保険金等を変更後契約のお受取人にお支払いします。(注3)
 - ・変更後契約の死亡保険金額等が変更前契約の死亡保険金額等と同額以下の場合
被保険者の死亡が変更前契約の保障期間内であるときは、変更後契約の死亡保険金等を変更後契約のお受取人にお支払いします。
- 被保険者の死亡が、変更前契約の自殺免責期間内における自殺にあたる時
次の事項をすべて満たす場合、変更後契約、変更前契約または変更元契約（変更前契約の元となる変更前契約）の死亡保険金額等のうち最も低い金額を変更後契約のお受取人にお支払いします。(注4)
 - ・変更元契約があること
 - ・被保険者の死亡が上記の変更元契約の自殺免責期間経過後の自殺にあたること
 - ・被保険者の死亡が上記の変更元契約の保障期間内であること

○保障内容変更はご契約によってはご利用できない場合があります。

(注1) 変更前契約の締結の際の告知義務違反により変更前契約が解除に相当する場合は、上記のお取扱いとは異なります。

(注2) 変更後契約の復活をお取扱いした場合は除きます。

(注3) 変更後契約において、すでに給付金をお支払いしている場合等を除きます。

(注4) 変更後契約の死亡保険金額等が変更前契約の死亡保険金額等を超える場合で、変更後契約において、すでに給付金をお支払いしているとき等は、死亡保険金等をお支払いしません。

表1 次の保険、特約は同種としてお取扱いします

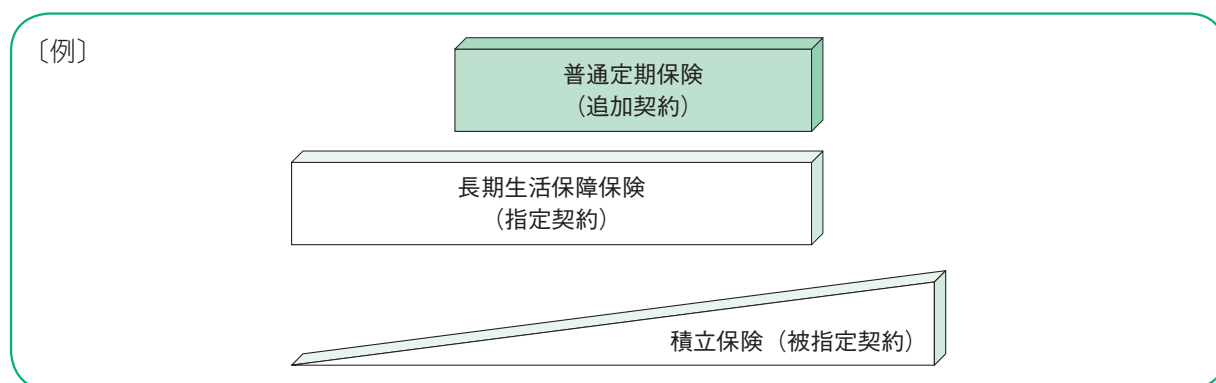
変更前契約の保険、特約	変更後契約の保険、特約
無配当（新）総合医療保険 5年ごと利差配当付新医療保険 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型） 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）	5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）
※入院給付金日額について判定します (変更後契約の保険契約の型がⅡ・Ⅳ型の場合で、変更前契約の保険契約の型がⅠ・Ⅲ型の場合、入院初期重点給付金部分は変更前契約と同種ではありません)	
無配当生活習慣病保険 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型） 成人病入院特約	無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）
※生活習慣病入院給付金日額、生活習慣病保険の7大疾病給付金の給付倍率について判定します (変更前契約となる（新）総合医療保険に成人病入院特約が付加されているときは、成人病入院給付金日額を含めて判定します)	
無配当（新）がん医療保険 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）	5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）
※がん入院給付金日額について判定します	
5年ごと利差配当付介護終身年金保険	5年ごと利差配当付介護終身年金保険
※介護年金額について判定します	
5年ごと利差配当付介護一時金保険	5年ごと利差配当付介護一時金保険
※介護保険金額について判定します	
無配当災害割増特約	無配当災害割増特約
※災害保険金額について判定します	
無配当傷害特約	無配当傷害特約
※災害保険金額について判定します	

変更前契約の保険、特約	変更後契約の保険、特約
無配当女性サポート特約（医療保険） 無配当女性サポート特約（医療保険）（2006） ※ 特約基準給付金額、入院準備費用給付金額について判定します	無配当入院サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）
無配当新女性医療特約（医療保険） 無配当新女性医療特約（医療保険）（2006） ※ 変更前契約となる（新）総合医療保険、新医療保険または医療保険（2010）に、無配当女性サポート特約または無配当女性サポート特約（2006）が付加されているときに限り、女性入院給付金日額について判定します	無配当女性専用医療特約（医療保険）（返戻金なし型）
無配当がん特定手術特約（医療保険） ※ がん特定手術給付金額について判定します	無配当がん特定手術特約（医療保険）
無配当がん女性特定手術特約（医療保険） ※ がん女性特定手術給付金額について判定します	無配当がん女性特定手術特約（医療保険）
無配当がん退院後ケア特約（医療保険） ※ がん退院後ケア給付金額について判定します	無配当がん退院後ケア特約（医療保険）
無配当特定損傷特約（医療保険） 無配当特定損傷特約Ⅱ型（医療保険） ※ 特定損傷給付金額について判定します	無配当特定損傷特約（医療保険） 無配当特定損傷特約Ⅱ型（医療保険）

3. 追加見直しについて

(1) 追加見直しについて

追加見直しでは、すでにご加入の指定契約はそのまま、被保険者の同意を得て新たに普通定期保険等（追加契約：追加見直しの際、新たに締結する指定契約）を追加することにより、お客様のライフサイクルやニーズの変化にあわせて保障を見直すことができます。



(2) 追加見直しをご利用の際の留意事項について

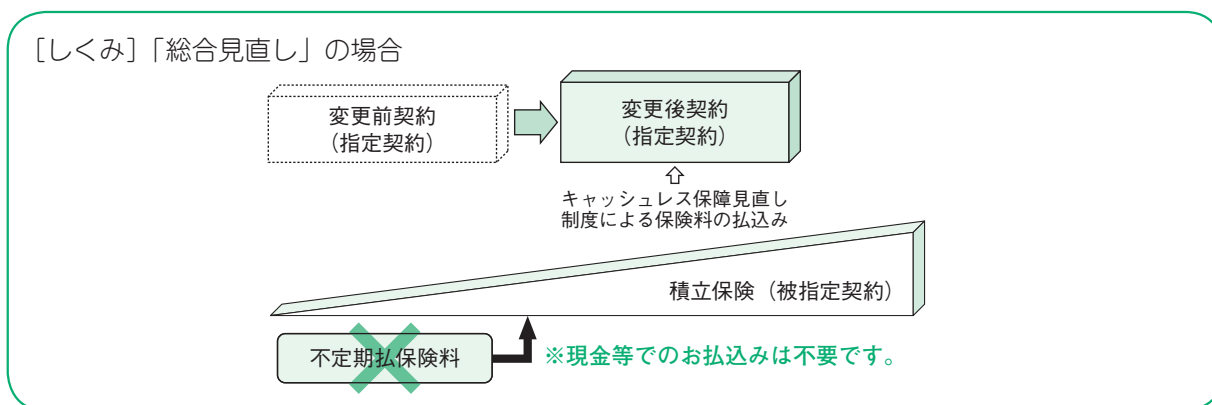
- 保険料は追加見直し時の契約年齢、保険料率により計算します。
- 追加見直しをご利用の場合、診査または告知が必要となります。
- 積立保険および他の指定契約の死亡保険金受取人、死亡給付金受取人、死亡年金受取人は、お申込みの契約成立時に、今回お申込み時にご指定いただいた死亡保険金受取人、死亡給付金受取人、死亡年金受取人に統一されます。なお、高度障害保険金・高度障害年金・介護保険金・介護年金の受取人および入院給付金受取人についても、同様のお取扱いとなります。
- 追加見直しはご契約によってはご利用できない場合があります。

4. 保障見直し制度をご利用の際の第1回保険料相当額または不定期払保険料のお払込みについて

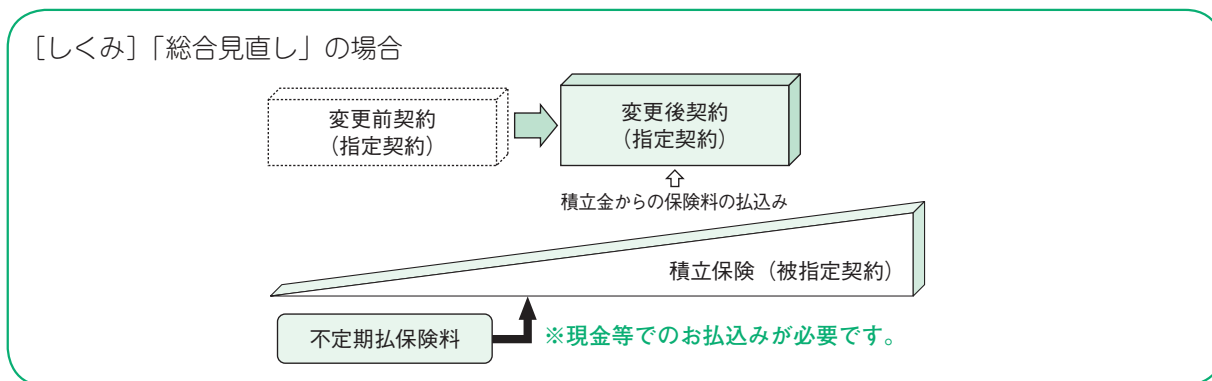
お申込みの際にお払込みいただく第1回保険料相当額または不定期払保険料について、所定の限度額の範囲内で、お払込みを不要とする方法（この方法を「キャッシュレス保障見直し制度」といいます）と現金等でお払込みいただく方法とがあります。

(1)「キャッシュレス保障見直し制度」をご利用いただく場合

「第1保険期間中の利率変動積立型終身保険からこの保険契約に変更する場合の特則（利率変動型積立保険普通保険約款）」、または「被指定契約の積立金からの払込みに関する特則（保険契約指定特約）」を適用することにより、お申込みの際にお払込みいただく**第1回保険料相当額または不定期払保険料について、現金等でのお払込みを不要**とします。



(2)現金等でお払込みいただく場合



! ご留意ください

「キャッシュレス保障見直し制度」をご利用の場合には、ご利用されない場合に比べて、積立保険の積立金の残高が、第1回保険料相当額または不定期払保険料に相当する金額だけ減少します。